

# 「古記」所引『漢書』顔師古注について

池 田 昌 広

## 要 旨

大宝令の注釈書である「古記」の佚文都合3条に『漢書』顔師古注の引用を見出せる。「古記」が引用している種々の漢籍は、ほとんど原本系『玉篇』や類書など第2次編纂物からの孫引きだが、くだんの師古注文はそうではなく、『漢書』顔師古本から直接引用されたものと考えられる。また、その引用にあたって吉備真備の教導のあった蓋然性がたかい。この考察結果は、つぎの2つの問題の究明に資する。

1つは「古記」の撰者問題。「古記」の撰者については、大和長岡説と秦大麻呂説とが並立しているけれど、真備の教導をうけうる人物であることから長岡説が有利になった。長岡と真備とは、769年に長岡が死去するまで、半世紀にわたり親しい友人関係にあった。最新の『漢書』学を学習し帰朝した真備から知的供与をうけやすい立場に、長岡はいた。

もう1つは『日本書紀』の書名問題。「古記」は「日本書紀」の所謂の史料初出である。わたしは、この喚名の由来を真備から「古記」撰者への「正史」観念の伝学にもとめる私案を述べたことがある。真備から「古記」撰者への知的供与が一定の実証性をもっていえることは、私案の蓋然性をたかめる。くだんの知的供与が、ただ師古注にかざられたとは考えにくく、そのうちに「正史」観念のふくまれていた可能性が十分みとめられるからである。

キーワード：「古記」、『漢書』、顔師古注、吉備真備、『日本書紀』

## 1 問題のありか

大宝令の注釈書たる「古記」は、自解の典拠としてしばしば漢籍を引く。一見したばかりでは多様な漢籍の縦横な引用と誤解しがちだけれど、その大半は原典からじかに引いたのではなく、小学書と類書とからの孫引きであることが確認されている。

「古記」の引用するうちに『漢書』の顔師古注がある。「古記」はすでに散佚し、いまは惟宗直本の編んだ『令集解』に佚文が残るのみだが、それでも都合3条の「古記」佚文に師古注の引用を見出せる。師古が『漢書』に注をほどこし正文を校訂し120巻の夾注本をつくり終えたのは貞観15年(641)である。「古記」の成立は天平10年(738)ごろというのが通説だから、「古記」は約百年前に成った師古注を引いた計算になる。附言すれば、「古記」該条は、日本の現存文献で師古注を挙名する最早の記録である。

「古記」が師古注を引くことは、これまで言及こそあったものの検討の対象にならなかった。引用元についても、師古本原典からの直接引用か第2次編纂物からの孫引きなのか曖昧なまま放置されている。小論はくだんの引用を取りあげ、これが孫引きなのか原典からの直接引用なの

か推論し、さらに派生する問題を論じようとするものである。

まず師古注を引く3条の「古記」佚文①②③と、対応する師古の注文①' ②' ③' とを掲示する<sup>1)</sup>。両者の共通部分に傍線を引き、また追跡の便をおもんばかって『令集解』の田中本<sup>2)</sup>・国史大系本、『漢書』の中華書局点校本の頁数をメモしておく。

- ① 古記云、犬牙，謂伊呂此訓也。漢書文紀云，師古云，犬牙，言地形如犬之牙交相入也（古記云く、犬牙，伊呂此訓を謂うなり。漢書文紀云く、師古云く、犬牙，地形の犬の牙の交わるが如く相い入るを言うなり、と）。

（田令 20 従便近条。田中本 2 卷 548 頁，大系本 362 頁）

- ①' 師古曰，犬牙，言地形如犬之牙交相入也（師古曰く、犬牙，地形の犬の牙の交るが如く相い入るを言うなり、と）。（『漢書』卷 4，文帝紀。点校本 107 頁）
- ② 古記云，十日以上，謂三十日以下也。復，浮陸反。漢書師古曰，復者除其賦役也（古記云く、十日以上，三十日以下を謂うなり。復，浮陸の反。漢書師古曰く、復は其の賦役を除くなり、と）。（賦役令 14 人在狹郷条。田中本 3 卷 90 頁，大系本 408 頁）
- ②' 師古曰，復者除其賦役也。音方目反，其下並同（師古曰く、復は其の賦役を除くなり。音は方目の反，其の下並に同じ、と）。（『漢書』卷 1 上，高帝紀上。点校本 34 頁）
- ③ 古記云，其外配者，便送配所，謂西方之民，便配造難波宮司也。以近及遠，謂先番役近国，次中国，次遠国也。依名分配，謂依名簿。木工者配木工寮，鍛師者配鍛冶司也。注器械，謂小斧鑄鋏鎌之類。漢書師古曰，械者器之総名也。一曰，有盛為械，无械為器也（古記云く、其の外に配せば，便に配所に送れば，西方の民の，便に造難波宮司に配するを謂うなり。近きを以て遠きに及ぼせば，先ず近国に番役し，次に中国，次に遠国を謂うなり。名に依りて分配せよは，名簿に依るを謂うなり。木工は木工寮に配し，鍛師は鍛冶司に配すなり。器械に注するに，小斧鑄鋏鎌の類を謂うなり。漢書師古曰く，械は器の総名なり。一に曰く，盛有るを械と為し，械无きを器と為すなり、と）。（賦役令 24 丁匠赴役条。田中本 3 卷 151～152 頁，大系本 426 頁）
- ③' 師古曰，械者器之総名也。一曰，有盛為械，無盛為器。鮮，少也，言少有能及之者。鮮音先踐反（師古曰く，械は器の総名なり。一に曰く，盛有るを械と為し，盛无きを器と為す。鮮，少なり，能く之に及ぶもの有ること少きを言う。鮮の音は先踐の反）。
- （『漢書』卷 8，宣帝紀。点校本 275 頁）

ここで2点を確認したい。1つは、①②③の「師古曰（云）」以下が『漢書』師古注の文章であること。これは記名引用であるうえ一致が明白だから問題ないだろう。もう1つは、これら師古注文がたしかに「古記」の引いた文章であること。これの確認をしておくのは『令集解』の錯綜した引用関係のためである。『令集解』は養老令文を大字で掲出し、つづけて細字双行

をもって直本の按語および「古記」などの私記を列記する体例だけれど、各私記の引用の終了がどこか往々分明でない。①を例にしていえば、「古記云」がかかるのは「犬牙、謂伊呂此訓也」までで、「漢書文紀云」云々は「古記」が引いたのではなく「古記」を引いた第3者が引いたものかもしれない。「古記」はのちの私記にしばしば引用される。そこで「古記云」が「……交相入也」にまでかかることを確認したいのである。

①は令文「及犬牙相接者（及び犬牙に相い接らば）」の注解として、「（直本）謂……，（令）釈云……，又云……，穴（記）云……，跡（記）云……，古記云……」の順次で引かれた末尾に位置する。私記の成立順は「古記」→「令釈」→「跡記」→「穴記」だから、第1に直本が「古記」を引いている、第2に「跡記」が「古記」を引いている、第3に「穴記」が「跡記」とともに「古記」を引いている、この3つの可能性がまずは考えられる。いずれであっても、「漢書文紀云」云々は「古記」の文章と考えてはじめて理解できる。第1のばあい、直本は冒頭で「犬牙」を注解しているのだから師古注を引くならここだろうし、そもそも直本みずから師古注を引くとは考えにくい。第2・第3のばあい、「跡記」ないし「穴記」が「古記」を引用したあとに両私記みずから師古注を引いたという想定は引用の体裁として不自然である。わざわざ「古記」引用のあとに引く必然はない。師古注を引くとすれば「古記云」云々に先行しているはずだ。②の状況もおなじである。②は令文「十日以上、復三年（十日以上ならば、復三年）」の注解として引かる。直本以外に「令釈」の引いた可能性がうかぶが、「古記」説の直後に師古注が引かれるさまは、②の引用主体の如何にかかわらず「古記」の師古注引用をみちびく。

③にはやや混乱があるようだ。③の「注器械」云々は注解対象のはずの養老令文「其外配者、便送配処、皆以近及遠、依名分配（其の外に配せば、便に配処に送れ、皆な近きを以て遠きに及ぼせ、名に依りて分配せよ）」に依っていないように見える。『令集解』は令文として「作具自備（作具は自ら備えよ）」を続記するが、「注器械」云々はこれの注解にふさわしい。「令釈」は「作具、鑿小斧之類也（作具、鑿小斧の類なり）」というから、「古記」のいう「器械」と「作具」とは大差がない。日本思想大系『律令』頭注が指摘するように、大宝令は「器械自備」に作っていたのかもしれない。そのばあい「注器械」云々の挿入位置は適切でないことになるが、「器械」について師古注を引くのは大宝令の注釈書である「古記」以外にはないはずだ。③の師古注も「古記」の引用と理解してはじめて合理的説明が可能と思われる。

## 2 「古記」は師古注を何から引いたか

前章で①②③の師古の注文は「古記」が引いたものと諒解された。ついで問うべきは、これら師古注文が師古本原典から直接引かれたのか、ほかの書物からの孫引きか、これの判定である。いま「古記」出典研究の到達点から見て、孫引き元とでもいべき書物の候補としては、(a) 原本系『玉篇』、(b) おそらく『修文殿御覧』と推される類書、(c) 『切韻』系韻書の3書

が挙げられる。「古記」の漢籍からの引用はこの3書でほとんどまかなえる。①②③の師古注が孫引きであれば、この3書のいずれかから引用した蓋然性がたかい。とくに訓詁についての引書はほとんど(a)からの孫引きである。上掲の3条も①は「犬牙」、②は「復」、③は「器械」おのおの令文の訓詁に関して師古の説を引いているのだから、直接の出典としては(a)がとくに疑われる。以下では3書からの師古注引用の可能性を検討する。果たして、直接引用の結論がえられるはずである。

### (1) 原本系『玉篇』からの可能性

まず原本系『玉篇』からの孫引きの可能性を検討しよう。そもそも『玉篇』30巻は梁の大同年(543)に顧野王が編んだ字書である。有力な小学書の常として、『玉篇』も原撰本が成つてのち多数の改訂本がつけられた。改訂は大局的には内容の簡略化に向かった。もともと『玉篇』は内容が豊富で、引書の多さから類書的使用を可能としたが、その反面字書としては使いづらい代物であった。改訂はこれを字書に特化しようとする動きで、その最終形が『大広益会玉篇』(1013年成。以下、宋本『玉篇』)である。これは完存しており注記の非常な簡略ぶり知られる。つまるところ、『玉篇』には注記の豊富なバージョンと簡略なバージョンと、おおきく2種類あるということになる。前者は後者と区別するため原本系『玉篇』と呼ばれる。原本系『玉篇』は中国ではすでに散佚し、日本に数巻が現存するのみである。それらは『玉篇』残巻(複数のバージョンの混在)と総称されている。

「古記」撰者が参照したのは原本系『玉篇』である。原本系『玉篇』の利用については、詳細な研究があつてすでに確定した<sup>3)</sup>。師古注が『玉篇』から引かれたとすれば、それは唐以降に成つた改訂本『玉篇』にちがいない。候補として格好の『玉篇』がある。いわゆる上元本『玉篇』(674年成)である。該本はすでに散佚しているが、成立時期が師古注から「古記」までの間にはさまり、時間的には師古注を引きかつ「古記」に参照されうる。

問題はここからだ。留意したいのは、定説が「古記」の利用した『玉篇』を指示するに、ただ原本系とだけしかいっていない点である。つまり「古記」が利用した『玉篇』について、定説は注記の豊富な系統という、どのような『玉篇』を利用したかをいうのみで、いずれの『玉篇』を利用したか、まったく発言していないのだ。これでは「古記」撰者が手にしたのが原撰本なのか、改訂本なのか、改訂本とすればどの改訂本なのか分からない。それはひとえに、宋本『玉篇』にいたるまでの諸改訂本の実態がはつきりせず、なにが原本系でなにが宋本系か瞭然としないからだ。つまるところ、「古記」が上元本を利用していたか否かについて、定説たる原本系『玉篇』説はノーコメントなのである。

定説によるばかりでは「古記」の上元本利用の可能性は消滅していない。あらたに検討するゆえんである<sup>4)</sup>。小論は「古記」が上元本を経由して師古注を引いたか否かを知りたいのだから、少なくともつぎの2つの設問がありうる。第1に上元本が師古注を引用していたか否か、

第2に「古記」は上元本を利用したか否か。前者で上元本が師古注を引いていない明証がえられれば考証はそこで終わる。ただし上元本の師古注引用の可能性が消去できないばあいは、上元本からの孫引きの可能性が残ることになり結論は先送りになる。後者は換言すれば、上元本は原本系か宋本系かということである。すでに「古記」の利用した『玉篇』が原本系と明らかになっているので、上元本が宋本系ということになれば、上元本は「古記」利用本ではなく、したがって上元本の師古注引用の有無に関わらず孫引き説は否定される。原本系と判断されれば、上元本利用の有無は判明せず議論は空振りになる。なお上元本が宋本系であったとして、上元本と原本系との併用を想定すれば、上元本利用説は主張できなくもない。しかし、そのためには新たな論拠が必要だし、そもそも併用説じたい常識的にほとんどありえない想定と思われる。

比較的接近の容易な第2の設問から考えよう。結論からいえば、上元本は宋本系に擬定される。上元本に関する最重要の史料は、宋本『玉篇』巻頭にあるつぎの記事である。

- ④ 梁大同九年三月二十八日，黄門侍郎兼太学博士顧野王撰本。唐上元元年甲戌歲四月十三日，南国处士富春孫強増加字。三十卷，凡五百四十二部，旧一十五万八千六百四十一言，新五万一千一百二十九言，新旧総二十万九千七百七十言注四十万七千五百有三十字（梁大同九年三月二十八日，黄門侍郎兼太学博士顧野王撰本。唐上元元年甲戌の歲四月十三日，南国处士富春の孫強増して字を加う。三十卷，凡そ五百四十二部，旧一十五万八千六百四十一言，新五万一千一百二十九言，新旧総べて二十万九千七百七十言注四十万七千五百有三十字）。

上元元年（674）に孫強が増字した『玉篇』が、さきほどらい話題にしている上元本である。上元本は、たとえば南宋初の李燾『説文五音韻譜』序文に「唐上元末，处士孫強復野王玉篇，愈增多其文，今行於俗間者，強处修也（唐の上元末，处士の孫強野王の玉篇を復し，愈いよ増して其の文多し，今俗間に行わるるは，強の修する处なり）」とあるのを見ると，原撰本を増補した，より注記の詳細なテキストかと早合点しそうだが，じつはそうではない。

注目すべきは④に挙がっている数字である。④はそもそも上元本にあった可能性がたかく，「凡」以下の数字は上元本についての記述と思われる。「旧一十五万八千六百四十一言」は親字の数としては多すぎ，親字と注文とを合算した数字と推される。「新五万一千一百二十九言」「新旧総二十万九千七百七十言」も同様である。「旧一十五万八千六百四十一言」＋「新五万一千一百二十九言」＝「新旧総二十万九千七百七十言」の等式の解釈には2説ある<sup>5)</sup>。楊守敬説と李偉国説とであるが，どちらの説も上元本を宋本『玉篇』のような注記の簡略な書に擬している。より合理的と思しき李説によれば，「旧一十五万八千六百四十一言」は孫氏が顧氏の原撰本をけずって残った字数，「新五万一千一百二十九言」は孫氏による新增の字数，「新

旧総二十万九千七百七十言」は上元本の総字数である<sup>6)</sup>。宋本『玉篇』(沢存堂本)の総字数が20万あまりというから、上元本の字数は宋本系のそれということになる。

原本系はどうだったろう。木田章義が『玉篇』残巻の字数から原本系『玉篇』の総字数を推計している。1巻平均2万字として30巻で60万字、缺落巻の注文が少ないと仮定して1巻平均16,000字とすれば48万字である<sup>7)</sup>。上元本とは大きな懸隔がある。孫強は親字を増やしたものの顧野王の注解を大幅に削除したので、できあがった上元本は宋本『玉篇』のごとき簡略本となったのだ。井野口孝が漢籍中に見出した上元本佚文からも、その注記の簡潔ぶりは補証される<sup>8)</sup>。

果たして、上元本は「古記」が利用した『玉篇』ではないと結論される。これは師古注の『玉篇』からの孫引き説を否定したに同義である。さきの第1の設問を待つまでもなく小論の目的は達せられたが、そもそも上元本は師古注を引載していなかったと推される。

師古注の成った641年と上元本の成った674年とは、わずか33年の間隔しかない。問題は上元本の成った7世紀後半に、師古本がどれほど普及していたかである。別に論じたように、師古本の普及はおくれる。師古注は成立当初からたかい評価をえたものの、百二十巻という大部なテキストは短期間には巻間に普及しなかった。『漢書』の標準本と云う程度の普及が実現したのは、完成から数十年たった開元のころ、それもその後半ごろと推される<sup>9)</sup>。その反映として、たとえば孫強とほぼ同時代を生きた李善(?~689)は、『文選』を注するに師古本でなく東晋の蔡謨集解『漢書』を利用している<sup>10)</sup>。蔡謨本は師古本以前の『漢書』の標準本であった。④の「南国処士富春孫強」の記名から、孫強が富春(浙江省富陽県)の人で、「処士」の自称を文字通りとれば官途になかったと知られる。処士の孫強が師古本を入手しえたか疑わしい。

附言すれば、9世紀末以前の上元本の日本への舶載もなお明証がないと思われる<sup>11)</sup>。『日本国見在書目録』(9世紀末成。以下、『見在書目』)小学家に著録される『玉篇』は「玉篇卅一卷陳左將軍顧野王撰」「玉篇抄十三巻」の2書だけで、上元本と思しきテキストは見あたらない。孫強の挙名もない。また菅原是善『東宮切韻』(850年ごろ成。散佚)の「今案」部分に上元本が利用されているという上田正の見解があるけれど、上元本を原本系に前提した立論のようではがえない<sup>12)</sup>。

上元本以外で師古注の孫引き元として、いくらかでも可能性のある『玉篇』に、『新唐書』藝文志にみえる釈慧力撰『像文玉篇』30巻がある。北宋の書目『崇文総目』(1041年成)は該書を著録して、「原釈唐慧力撰、捫顧野王之書、裒益衆説、皆標文示像(原釈唐慧力撰、顧野王之書に捫り、衆説を裒益し、皆な文を標して像を示す)」と注記する。「衆説を裒益す」の意は注記の増減だろう。唐に成った『像文玉篇』は「古記」以前の成書で、かつ師古注を引載した『玉篇』であった可能性がある。しかし同書は『見在書目』に見えず舶載の徴証は皆無である。また開元年間に成った『古今書録』を流用した『旧唐書』経籍志に出名せず、新唐志に著録さ

れていることから、『像文玉篇』は開元以降の成書かもしれない。いずれにせよ、「古記」撰者が『像文玉篇』を手にした可能性はまずないと判ぜられる。また道士の趙利正（あるいは趙利貞）『玉篇解疑』30巻があるが、北宋以後の書目にしか見えないのみならず、『崇文総目』が「刪略野王之説（野王の説を刪略す）」というから、そもそも「古記」の参考書である資格がない。

以上の検討から『玉篇』からの師古注孫引き説は否定された。

## (2) 類書あるいは『切韻』系韻書からの可能性

『玉篇』について問うべきは、類書からの孫引きの可能性である。「古記」が種々の漢籍を引用するに類書をおおいに活用したことは、つとに小島憲之が指摘している<sup>13)</sup>。某類書によつたと推される各条のほとんどは『太平御覧』に引載される条文と共通することから、某類書は『太平御覧』の藍本たる『修文殿御覧』に擬せられている<sup>14)</sup>。『修文殿御覧』の成立は北齊の武平4年(573)だから<sup>15)</sup>、同書が唐代に成つた師古注を引載することは不可能である。ここでもまた孫引き説は否定された。

最後に『切韻』系韻書からの孫引きの可能性を検討しよう。林紀昭によれば、「古記」が利用した『切韻』は陸法言の原撰本(601年成)ではなく、その増補本たる王仁昫『刊謬補缺切韻』か、あるいはそれに近い『切韻』だったらしい<sup>16)</sup>。『刊謬補缺切韻』は神龍2年(706)ごろの成立といわれているから、時間的には師古注を引載していてもよい。該書は幸いに完存している。師古注引用の有無は同書をひもとけば簡単に判明する。果たして師古注はない。そもそも王氏が引用するばあい、書名を明記することじたい稀で注記も簡単なものである。「古記」撰者の参照したのが『刊謬補缺切韻』ではなく、これに近い『切韻』であったばあひも注記の事情は変わらないはずで、そこに師古の名の掲出はほぼありえない<sup>17)</sup>。『切韻』系韻書からの孫引き説についても、これを否定する結論をえた。

「古記」が師古注を孫引きしうる典拠としては、以上がいま想定されるすべてである。孫引きの可能性はことごとく否定された。理窟のうえでは、第4の孫引き元の存在を排除できないが、「古記」の出典研究の到達点から想定しにくい。「古記」撰者が師古注をば師古本から直接引用した蓋然性はきわめてたかい<sup>18)</sup>。

## 3 「古記」と吉備真備

本章では、師古本からの直接引用説が是認されるものとして、冒頭に述べた派生する問題を論じる。論点を整理すれば、第1に「古記」の撰者問題、第2に『日本書紀』(以下、『書紀』)の書名問題である。ともに行論の軸に吉備真備がいる。

まず「古記」の撰者問題から。「古記」は散佚した大宝令研究の最重要史料であり、私記の

うちでは例外的に研究が多いものの、撰者については2説が並立しなお解決を見ない。2説とは大和長岡説と秦大麻呂説とであるが<sup>19)</sup>、前章がくださった直接引用の結論は、前者の蓋然性をたかめる。その次第はこうである。

天平7年(735)、吉備真備は18年間の留学生活をおえ帰朝した。帰朝にあたり大量の漢籍を将来したらしきことはよく知られる。このうちに三史がふくまれていた<sup>20)</sup>。三史とは『史記』『漢書』および范曄『後漢書』(あるいは『東觀漢記』)をいうが、このとき真備が将来した『漢書』テキストは師古本であったと考えられる<sup>21)</sup>。

注意したいのは、「古記」の成立が天平10年(738)ごろ、つまり真備帰朝のわずか3年ほどのちということである<sup>22)</sup>。換言すれば、「古記」は真備が師古本を将来した直後に師古本を利用している。この時系列を一瞥すれば、だれしも思いつくだらう、「古記」がよったのは真備将来本ではないかと。ただ、「古記」が新渡のテキストに依拠したというだけでは、この説明として十分ではない。真備その人が師古注引用に関与していたと考えなければ、この文献的状况は説明しにくいのである。そのわけは、『漢書』が難解の書であり師古本が浩瀚な本という点につきる。

『漢書』は成立直後から難解の評があり、専門的知識がなければとても読みこなせる代物ではなかった。漢唐間において、その読解には「師法」なる特殊技能を要するとされた。『史通』古今正史篇が『漢書』を叙して「始自漢末迄乎陳世為其注解者凡二十五家、至於專門受業、遂与五經相垂(漢末より始まり陳の世に迄るまで其の注解を為るもの凡そ二十五家、専門に業を受くに至り、遂に五經と相い垂る)」といい、『隋書』経籍志の正史類小序が「唯史記・漢書、師法相伝、並有解釈。三国志及范曄後漢、雖有音注、既近世之作、並讀之可知(唯だ史記・漢書は、師法もて相い伝え、並に解釈有り。三国志及び范曄後漢は、音注有ると雖も、既に近世の作なれば、並に之を読んで知る可し)」というのは、そのあたりの消息を語っている。中国においてさえこうである。いわんや日本においてをや。

大和長岡は明法請益生として、秦大麻呂も史料的にはやや不明確ながらやはり明法請益生として、渡唐経験をもつ。2人とも一定の漢学的知識を有していただろう。しかし法学家たるかれらが、かく難読の『漢書』を読みこなせたか。さらにいえば、120巻もの大部な師古本から特定の注記を自力で抜き出したか。長岡にしろ大麻呂にしろ、かれらにとってこれは相当の難事というべきである。くだんの師古注引用は、『漢書』師古本に習熟した、専門的知識の保持者の教導があつて初めてなしえたと考えらるべきである。その教導者として、真備以外に適任者はいない。『続日本紀』宝龜6年10月壬戌の真備の薨伝に「天平五年<sup>ママ</sup>帰朝、授正六位下、拜大学助。高野天皇師之、受礼記及漢書(天平五年に帰朝し、正六位下を授けられ、大学助を拜す。高野天皇之を師とし、礼記及び漢書を受く)」とある。高野天皇つまり孝謙天皇(当時は皇太子)に『漢書』を教授した史事から、真備が『漢書』に通暁していたことが知られる。教授のテキストは自身が将来した師古本であつたらう。



そもそも日本の大学寮で三史が講習される契機は、真備の三史将来にある<sup>23)</sup>。それ以前、『漢書』が大学寮のカリキュラムに採られていた形迹はない。日本の大学寮の『漢書』学が真備にはじまるのであれば、それ以前、日本で『漢書』に習熟することは困難であったにちがいない。「古記」の撰者がだれであったにせよ、日本の『漢書』研究——それも師古本にもとづく研究の始祖ともいうべき真備の教示なくして、適切な師古注引用はかなわないと思われる。

上掲の①②③は、「古記」撰者が真備将来本を閲覧したというにとどまらず、真備から「古記」撰者への最新の『漢書』学の教示があった証左ではなかろうか。「古記」撰者と真備とに直接の交渉があったとすれば、上掲の2説のうち長岡説が有利になる<sup>24)</sup>。何となれば、長岡と真備とは養老元年(717)、ともに唐に渡ってから晩年にいたるまで親しい友人であったからだ。天平宝字8年(764)、長岡は右京大夫に任用された。角田文衛はこの起用が真備の推挽によるものと推測している<sup>25)</sup>。『続日本紀』延暦10年3月丙寅条によれば、ともに老年であった2人は、共同で「律令廿四条」を刪定している。この律令刪定は神護景雲3年(769)に終了したようだが、長岡はその10月に81歳で歿している。2人の交遊は半世紀あまり続いたのである。「古記」撰者と真備との直接の交渉に、一定の実証性をあたえられたとすれば、それは長岡説の有力な論拠になるはずだ。「古記」が、「律令廿四条」のように、2人の共著であったと臆測することさえ許されるかもしれない。

ついで『書紀』の書名問題について。『書紀』の書名をめぐって議論があるのは、端的にいえば『書紀』の現存古鈔本がひとしく「日本書紀」の標題であるのに、その撰上を唯一つたえる『続日本紀』養老4年条が「日本紀」と呼んでいるという、矛盾の存することによる。真備から「古記」撰者への知的供与を一定の実証性をもって指摘しえることは、くだんの問題を解決するうえでも意味をもつ。「日本書紀」の名義の史料初出がほかでもない「古記」だからである。すなわち『令集解』卷31、公式令、詔書式に引かれた「古記」が「大八洲」を釈するため『書紀』の神代上第4段正文を「日本書紀卷第一云……」と引例するのがそれである。該条は『書紀』撰上の約18年後すでに「日本書紀」の称谓があったことを告げる。

一見したところ齟齬にしか見えない、この文献的状况に合理的説明をあたえようと、わたしは3つの論文を発表した<sup>26)</sup>。そこで主張したのは、つまるところつぎの2点である。1つは『書紀』はそもそも六朝時代に盛行した「帝紀」の史体に準じて撰述され、その原題は「日本紀」であること。もう1つは天平7年に帰朝した真備により、「帝紀」体を異端にしりぞけつつ紀伝体史籍をば「正史」に分類し正統史に評価する、「正史」観念とでも呼ぶべき思想が初伝され、『日本紀』を『日本書』の本紀つまり「日本書紀」と見なす発想が生じたこと。小論とかかわるのは後者の論点である。

「正史」観念の成立また日本将来について、詳細は上掲の3拙稿ですでに詳述しているので繰り返さない。ただ、「正史」観念の初伝が天平7年帰朝の真備によるらしいことに再び注意を致したい。既述のように、三史をカリキュラムとする紀伝道の前身たる、紀伝科とでもい

うべき学科は、真備の三史将来を契機とする。そこには紀伝体史籍へのつよい志向がうかがえる。その背景に紀伝体を正統の史体にとめる唐朝公認の史学、いかえれば、「正史」観念があったと考えるのは容易である。

真備から「古記」撰者へ最新の『漢書』学が伝えられたとすれば、教授された大陸の新知識が『漢書』学に限られたとは思われない。教授の相手がしたい長岡であったとすれば、なおさら教授のメニューは多岐にわたったと考えるべきではないか。わたしは、「古記」撰者への教授のうちに「正史」観念が含まれていた可能性を指摘したい。「正史」観念とは、史体のあらたな価値観にほかならない。真備に教導され、正統の紀伝体と異端の「帝紀」体という評価を知れば、「古記」撰者は当時唯一の国定史というべき『書紀』の姿をば紀伝体にふさわしく「日本書の紀」といち早く読みかえることができる。「古記」が「日本書紀」の呼称の史料初出であることは、おそらく偶然ではない。真備と「古記」撰者との学問的交渉の一反映と理解すれば、おおいに合点がいくのである。

#### 注

- 1) 3条の検出には、奥村郁三編著『令集解所引漢籍備考』（関西大学出版部、2000年）を利用した。さて『令集解』巻24、官衛令23宮門内条に見える「古記」所引『漢書』注について附言しておく。「古記」の引く「応邵注漢書曰、酏治也」について、『備考』558頁は『漢書』高帝紀下「酒酏」への師古注「酏治也、音胡甘也」によって、「応邵」を「師古」に改めた校訂文を掲示する。この校訂は非である。師古が先行の『漢書』諸注を自説に取り込み「師古曰」として記述することは、すでに知られている。たとえば、石濱純太郎「群書治要の史類」（『支那学論攷』全国書房、1943年）112～115頁、吉川忠夫「顔師古の『漢書』注」（『六朝精神史研究』同朋舎出版、1984年。初出1979年）344～384頁参看。ここは師古が応邵注を踏襲したと解せられる。「古記」の記述を改める理由はない。該注は原本系『玉篇』からの孫引きと推定される。京都大学令集解研究会「『令集解』に於ける『玉篇』利用の実態」（仏教大学歴史研究所編『森鹿三博士頌寿記念論文集』同朋舎出版、1977年）222頁参看。後述するように、時期的に師古注を引載しうる上元本『玉篇』を「古記」は利用していないと考えられるので、「師古」の誤記である可能性はいっそうない。もう一点、後掲②について、『備考』375頁の「典拋」に引く『漢書』の正文は適切でない。施注対象としては、この直前の文章を引くべきであった。
- 2) 田中本『令集解』は国史大系本の底本であり、『令集解』の最善本とされている。いま『国立歴史民俗博物館蔵貴重典籍叢書 歴史篇』（全6巻、臨川書店、1999年）に影印され容易に閲することができる。挙示した巻頁数は影印本のそれ。
- 3) 「古記」をふくめ『令集解』所引私記の原本系『玉篇』利用については、井上順理「令集解引玉篇佚文考——孟子伝来考附論」（『鳥取大学教育学部研究報告』〈人文・社会科学〉第17巻、1966年）による首唱以来、いくつかの論考が公にされてきた。いまは代表的論著を挙げるにとどめる。西宮一民「令集解と玉篇」（『萬葉』第70号、1969年）、小島憲之「上代に於ける訓詁の一面」（『国風暗黒時代の文学』中（上）、塙書房、1973年）、林紀昭「『令集解』所引反切攷」（大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』吉川弘文館、1976年）、同『令集解漢籍出典試考』上（私家版、1980年）、同『令集解』所引『説文』攷」（『関西大学東西学術研究所紀要』20、1987年）、京都大学令集解研究会「『令集解』に於ける『玉篇』利用の実態」（前掲）。
- 4) 『令集解』研究者にとって「古記」など私記が参照した『玉篇』が原本系と認定されただけで十分だったのか、それ以上の言及を見ない。そのため定説が上元本を原本系から排除しているのか否か明瞭で

- ない。中国の『玉篇』研究はつとに上元本の宋本系説をみちびいたようだが、日本の一部の研究者は上元本を原本系の本に漠然と考えていたふしがある。日本にのみ現存する原本系『玉篇』の残巻いわゆる『玉篇』残巻は、原撰本に近い本（巻18・19）と改訂本と思しき本（巻9・22・27）とに二大別できる。古屋昭弘「『王仁响切韻』新加部分に見る引用書名等について」（『中国文学研究』早稲田大学）第9期、1983年）が、後者の候補に上元本を挙げているのは（159～160頁）、上元本を注記の豊富な原本系に想定しているあらわれである。また上田正「玉篇残巻論考」（『論集』神戸女学院大学）第17巻第1号、1970年）は、改訂本を梁の蕭愷本に擬定するけれど、上元本を排して蕭愷本をとる根拠は反切用字の古さであり注記の粗密は考慮されていない（32頁）。上田は上元本を原撰本の増補本に擬していたふしがある。私記の原本系『玉篇』利用説が定説化されたのは1970年代と思われる。そのころ日本の学界は上元本を原本系からなお排除していなかったわけで、私記の典拠研究がこれを図らずも前提にしている可能性がある。「古記」が上元本を利用したか否か、小論があらたに設問し検討しておくことは必要と考える。なお、①②③の施注字「犬」「牙」「復」「器」「械」のうち、「器」のみ『玉篇』残巻中に見出せる（巻9）。そこに師古注の引文はない。そもそも『玉篇』残巻には師古注の引用がまったくない。
- 5) この二説また④の解釈全般については、木田章義「『玉篇』とその周辺」（『訓点語と訓点資料』記念特輯、1998年）37～40頁を参看。木田論文は上元本研究には必読の文献で、小論も多くの教えをうけた。
  - 6) 李偉国「俄藏敦煌《玉篇》残巻考釈」（『中華文史論叢』第52輯、1993年）187頁。同頁で李氏は上元本を「孫強増字減注本」と呼んでいる。胡吉宣『玉篇校釈』（上海古籍出版社、1989年）の「出版説明」（執筆者名義は上海古籍出版社）にも、とくに論拠をあげられていないが「《玉篇》原書巻帙繁重、唐代孫強増字減注」とある（1頁）。ただ、丁鋒「『宋本玉篇』による『原本玉篇』の義解の増減・継承と改変について」（近思文庫編『日本語辞書研究』第3輯上、港の人、2005年）は、上元本を原本系に認識しており、中国人研究者にも異見があるようだ。
  - 7) 木田章義「『玉篇』とその周辺」（前掲）38～39頁。
  - 8) 井野口孝「孫強「上元本玉篇」をめぐって——『東宮切韻』今案部と原本系『玉篇』覚書」（『愛知大学国文学』第34号、1994年）。
  - 9) 拙稿「唐代における『漢書』顔師古本の普及について——『史記索隱』『史記正義』を例にして」（『京都産業大学論集 人文科学系列』第46号、2013年）。
  - 10) 富永一登『文選李善注の研究』（研文出版、1999年）246～275頁、洲脇武志「『文選』李善注所引『漢書』顔師古注考」（人文科学〈大東文化大学〉第15号、2010年）参看。
  - 11) 『見在書目』以後の源順『和名類聚抄』（934年ごろ成）、藤原公任『大般若経字抄』（1032年成）に「広益玉篇」なるものが引かれている。木田はこれを上元本に擬定する。木田「『玉篇』とその周辺」（前掲）35～36頁。その是非はともかく、「広益玉篇」が他書からの孫引きかもしれないが、これがただちに上元本の日本舶載の証左になるわけではない。『和名類聚抄』が『玉篇』を挙名して大量に引きながら、「広益玉篇」の名が一箇所しか登場しないのは木田もいうように不自然だ。井野口孝によれば、日本の文献に上元本の確実な佚文はなお確認できないようである。井野口「孫強「上元本玉篇」をめぐって——『東宮切韻』今案部と原本系『玉篇』覚書」（前掲）75頁。上元本の日本舶載を確言する徴証は、いまのところ見つからないと思われる。
  - 12) 上田正「平安初期に存した一字書」（『訓点語と訓点資料』第57輯、1976年）。上田の主張は正確には、「今案」は上元本を直接引用したのではなく「平安初期に存した一字書」から孫引きしたというにあるが、上元本の日本舶載を想定していることに変わりはない。上田説の最大の論拠は「今案」の師古注引用である。「今案」には『玉篇』が大いに利用されていることから、上田は師古注をも『玉篇』からの孫引きと判断したのだ。これには、当該師古注引用は菅原是善の独自取材とする井野口孝の批判がある。井野口「孫強「上元本玉篇」をめぐって——『東宮切韻』今案部と原本系『玉篇』覚書」（前掲）79頁。是善は文章博士つまり『文選』と三史との専門家であった。当時の『漢書』講書のテキストは師古本だろうから、是善が師古本からじかに「今案」の師古注を引いた可能性は十分ある。
  - 13) 小島憲之「学令の検討」（『国風暗黒時代の文学』塙書房、1968年）329～333頁、同「上代に於ける

訓詁の一面」(前掲) 1029~1039 頁。

- 14) 林紀昭『令集解漢籍出典試考』上(前掲)の、たとえば14~21頁の通番13の条参看。東野治之「律令と孝子伝——漢籍の直接引用と間接引用」(『日本古代史科学』岩波書店、2005年。初出2000年)は、「古記」をふくめ『令集解』私記の引書形式が「○○曰」のばあい、類書からの転引の可能性が高いことをいう。東野は慎重にも類書の名をいわないが、『修文殿御覧』も条文を「○○曰」の形式で引くことが判明している。勝村哲也「修文殿御覧天部の復元」(山田慶兒編『中国の科学と科学者』京都大学人文科学研究所、1978年)673頁参看。この一致は『修文殿御覧』説の一証になりうる。
- 15) 尾崎康「北齊の文林館と修文殿御覧」(『史学』40—2・3号、1967年)65頁。
- 16) 蔵中進「『令集解』所引『切韻』考」(『神戸外大論叢』第19巻第3号、1968年)、林紀昭「『令集解』所引反切攷」(前掲)。
- 17) 『刊謬補缺切韻』は、陸氏の『切韻』と王氏の増補部分とから成ることが分かっている。師古注が収載されうるのは増補部分だが、王氏みずから諸書を涉猟したのではなく『玉篇』(どの『玉篇』か分からないが)から転引したと見られる。師古注は、原本系『玉篇』はむしろ唐以前の『玉篇』には引載されなかったはずだから、王氏が師古注を引いていないのは資料源に由来するだろう。『刊謬補缺切韻』の構造および『玉篇』との関係については、古屋昭弘「王仁响切韻に見る原本系玉篇の反切——又音反切を中心に」(『中国文学研究』〈早稲田大学〉第5期、1979年)、同「『王仁响切韻』新加部分に見る引用書名等について」(前掲)、同「王仁响切韻と顧野王玉篇」(『東洋学報』第65巻第3・4号、1984年)を、とくに1983年論文を参照。
- 18) 念のため附言しておく。師古本以外に、①②③の師古注を引載していた可能性を有し、かつ9世紀末の時点ではあるが日本に舶載されていた書がある。『見在書目』正史家に著録されるつぎの3つの『漢書』注釈書である。顔師古『漢書音義』13巻、顧胤『漢書古今集義』20巻、沈遵行『漢書問答』10巻。巻数から考えてみな標字列注本と思しい。顧氏は、龍朔3年(663)に司文郎中に就き死亡しており、師古よりやや後輩と推されるから、かれの注釈に師古注があった可能性はたかい(前掲拙稿「唐代における『漢書』顔師古本の普及について——『史記索隱』『史記正義』を例にして」32頁参看)。沈氏は経歴未詳だが、『新唐書』藝文志に「沈遵『漢書問答』五巻」とあるのが当該の書であろう。新唐志の配列順から、師古注を引載していた可能性がおおきい。これらの「古記」成立時の未舶載を確認できないいま、「古記」が3書のいずれかより①②③の師古注を引用した可能性も、小論は検討しておくべきだろう。結論からいえば、その可能性はちいさい。まず、「古記」の①「漢書文紀云、師古云……」、②③「漢書師古曰……」の引用時の記名法に注目しよう。上掲の標字列注本を利用したとすれば、これらの記名は説明しにくい。3書の書名が「漢書」ではないからだ。たとえば、『漢書音義』から引いたと仮定すれば、①②③のうちに「音義」の文字が見えるはずだが、ただ「漢書」というのみ。①②③の典拠はあくまで「漢書」なのである。ついで、①②③とも師古の注文の中間を抜かず一文連続して引用している点に注意したい。標字列注本収載の注文はふつう節略文である。①②③の師古注は長文でないから、それに節略のないことをもって標字列注本の利用を否定するわけにはいかない。ただ、さきの記名法とあわせ考えれば、状況的には①②③は師古本から直接引いた蓋然性がたかいといえる。もっとも小論が最終的に主張したいのは、後段で述べるように、「古記」撰者が吉備真備の教導をえたという一事である。①②③に引く師古注の典拠を論じたのは、これに益するからだが、じつはくだんの師古注が師古本からの直接引用ではなく、上掲の3書からの引用と考えても教導者の存在はみちびける。そもそも大宝令の注解に有用な師古注文が上掲3書に引かれているか否か、引かれているとすればどこか、といったことは、「古記」撰者にとって未知であったはずだからだ。教導者の指示なくしては分からないである。「古記」撰者が偶然見つけたという想定はありえない。師古本の直接利用説は蓋然性がたかいと思われるが、いずれにせよ、教導者真備の存在はうごかしがたい。
- 19) 「古記」の研究史とその到達点については、宮部香織「大宝令注釈書『古記』について——研究史の整理と問題点」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第90輯、2002年)参看。
- 20) 拙稿「古代日本における『史記』の受容をめぐる」(『古代文化』第61巻第3号、2009年)69頁で関連史料を整理している。

- 21) 拙稿「吉備真備の『漢書』将来をめぐる」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』第19号, 2014年)。真備が『漢書』を将来したことは記録があり確実だが、それが何本であったか直截にしめす史料はない。当該拙稿は、(i) 真備将来本が正文を完備した本であったこと、(ii) 紀伝道が紀伝科を踏襲して師古本をテキストに採用したであろうこと、(iii) 唐における師古本の普及状況、以上の3点を論拠として、真備の師古本将来をみちびいている。
- 22) 「古記」の成立時期について、もっとも幅のある中田薫説(1905年発表)でも天平9年から12年8月までの成書をいうから、真備の帰朝直後であることに変わりはない。
- 23) 桃裕行『上代学制の研究 修訂版』(桃裕行著作集第1巻, 思文閣出版, 1994年) 113・141~144頁。
- 24) 嵐義人「古記の成立と神祇令集解」(荊木美行編『令集解私記の研究』汲古書院, 1997年。初出1975) 65~67頁, 宮部香織「大宝令注釈書「古記」について——研究史の整理と問題点」(前掲) 72頁は、真備との関わりを念頭に長岡説に左袒するようである。勝浦令子「七・八世紀将来中国医書の道教系産穢認識とその影響——神祇令散齋条古記「生産婦女不見之類」の再検討」(『史論』第59集, 2006年) 22頁も、「古記」に見られる妊娠禁忌と医書の重視とが、真備の撰した『私教類聚』と共通することを指摘している。なお、すでに押部佳周「古記と令釈」(『日本律令成立の研究』塙書房, 1981年。初出1965年)によって、「古記」の真備将来漢籍の利用は主張されていたが、論拠に不備があった。押部は「古記」の引く開元令を七年令に比定し、これを「古記」以前に将来しうるのが真備らの帰朝した第9次遣唐使(天平5年発, 同7年帰)以外にないことを根拠に該説をいう(249頁)。しかし坂上康俊「日本に舶載された唐令の年次比定について」(『史淵』第146輯, 2009年)によれば、当該令は開元三年令であり、また開元七年・二十五年令の日本舶載の徴証は皆無である。開元三年令であれば、長岡の帰朝した第8次遣唐使(養老元年発, 同2年帰)でも将来しう。ただ、養老2年(718)は開元三年令成立のわずか3年後であり、結論としては、「古記」の利用した開元令ほかの典籍は真備の将来本とする押部説は有力と思われる。なお秦大麻呂説について、その論拠がやや薄弱なことは上掲の長岡説を説く諸論考を参照。そもそも大麻呂の経歴じたい不明であり、「古記」の撰者に擬することじたい無理があるように思う。
- 25) 角田文衛「大和宿禰長岡の事蹟」(『角田文衛著作集』第5巻, 1984年, 法蔵館。初出1965年) 94頁。長岡の事蹟は角田論文にくわしい。
- 26) 拙稿「『日本書紀』書名論序説」(『佛教大学大学院紀要』第35号, 2007年), 同「『日本書紀』は「正史」か」(『鷹陵史学』第33号, 2007年), 同「『万葉集』左注と『日本書紀』」(『古代文化』第60巻第1号, 2008年)。

附記 小論は、第61回佛教史学会学術大会(2010年10月23日, 于佛教大学)でおこなった研究報告を論文化したものである。

## Explanatory Notes By Yan Shigu on *Hanshu* Which Is Quoted in *Koki*

Masahiro IKEDA

### Contents

1. What the problem is ?
2. From where did *Koki* quote Explanatory Notes by Yan Shigu ?
  - (1) The possibility that *Koki* quoted from *Yupian*
  - (2) The possibility that *Koki* quoted from *Reishu* or *Qieyun*
3. *Koki* and Kibino Makibi

**Keywords:** *Koki*, *Hanshu*, Explanatory Notes by Yan Shigu, Kibino Makibi, *Nihonsyoki*